

記載例（一般事業場）

設置(新規に設置する場合)、使用(水質汚濁防止法の届出対象外施設が政令等の改正により届出対象施設となった場合)、設置変更(既設置施設の構造が変更となった場合)の別を明確にすること。

様式第1（第3条関係）（表面）

特定施設 ~~（有害物質貯蔵指定施設）~~ 設置 ~~（使用、変更）~~ 届出書

平成28年4月1日

岩手県知事 殿
（ 広域振興局長）
（ 市町村長）

届出者 **盛岡市内丸10-1**
株式会社 岩手観光
代表取締役 岩手 太郎 印

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

特定施設を設置する工場・事業場を記入すること。

~~水質汚濁防止法 第1項、第2項又は第3項（第6条第1項又は第2項、第7条）の規定により、特定施設 ~~（有害物質貯蔵指定施設）~~ について、次のとおり届け出ます。~~

工場又は事業場の名称	岩手ホテル	※整	施行令別表第一の特定施設番号について、旅館業の用に供する特定施設を記入すること。 構造・使用方法を変更するときは該当特定施設番号を記入すること。 他の変更事項の場合は、全施設の番号を記入すること。
工場又は事業場の所在地	〇〇郡〇〇町××番××号	※受	
特定施設の種類の 66の3 旅館業	イ 厨房施設 ロ 洗たく施設 ハ 入浴施設	※加	
有害物質使用特定施設の該当の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>	※審 査 結 果	
第5条第1項関係	△特定施設の構造	別紙1のとおり。	※備 考
	△特定施設の設備（有害物質使用特定施設の場合に限る。）	別紙1の2のとおり。	特定施設において有害物質を使用しない場合は記載しない
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。	
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。	
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。	
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。	総量規制指定地域の場合（岩手県該当なし）
	△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。	
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種類の		
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。	
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり。	
	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。	
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。	
△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。		

様式第 1 (裏面)

第 5 条 第 3 項 関 係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
 - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙 1 の 2 を提出することを要しない。
 - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
 - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 排水水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
 - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 9 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

特定施設の構造

複数施設を設置する場合、必ず記載すること。

工場又は事業場における施設番号	NO. 1	NO. 2	NO. 3
特定施設号番号及び名称	66の3 旅館業 イ 厨房施設	66の3 旅館業 ロ 洗たく施設	66の3 旅館業 ハ 入浴施設
型 式	レストラン	回轉變速式洗濯機 〇〇製TCN-1	大浴場 (男湯、女湯各1カ所)
構 造	鉄骨2階建て 別添図のとおり	ステンレス製 別添図のとおり	木製 別添図のとおり
主要寸法	15m×10m 別添図のとおり	1,000×1,100×900 (単位mm) 別添図のとおり	各 20×20 (単位m) 別添図のとおり
能 力	約100食/日	約130kg/日	各約100人/日
配 置	別添図のとおり	別添図のとおり	別添図のとおり
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	平成28年7月1日	平成28年7月1日	平成28年7月1日
工事完成予定年月日	平成28年8月1日	平成28年8月1日	平成28年8月1日
使用開始予定年月日	平成28年8月30日	平成28年8月30日	平成28年8月30日
その他参考となるべき事項			

工事着手・完成・使用開始予定年月日は、設置届出・変更届出書について記載

備考 1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

2 その他参考となるべき事項の欄には、当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。

複数施設を設置する場合、図に施設番号を明示すること。

特定施設の使用方法

工場又は事業場における施設番号	NO. 1		NO. 2		NO. 3		
特定施設番号及び名称	66の3 旅館業 イ 厨房施設		66の3 旅館業 ロ 洗たく施設		66の3 旅館業 ハ 入浴施設		
設置場所	別添図のとおり		別添図のとおり		別添図のとおり		
操業の系統	別添図のとおり		別添図のとおり		別添図のとおり		
使用時間間隔	8:00~18:00		主として午前中のみ		通日		
1日当たりの使用時間	10時間		4時間		24時間		
使用の季節的変動	冬季(1~2月)は休止		特になし		特になし		
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量	食材; 米 0kg/日、 野菜魚介類 0kg/日 洗剤; 約0kg/日		洗剤 △△△ソーダ 0kg/日		石けん 約0kg 温泉水		
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	pH	6.5	6.5	7.5	8.0	6.5	7.0
	BOD (mg/l)	200	300	200	230	30	50
	SS (mg/l)	110	160	110	150	70	100
	大腸菌群	300	3000	100	1000	300	500
<p>事業場内の総排出量が1日当たり平均 50 m³以上である場合(雨水は除く)又は排水中に有害物質を含む場合は記載すること。</p> <p>例) 一般的な旅館業で適用される項目 pH、BOD、SS、大腸菌群 (りん、温泉に含まれる有害物質)</p>							
汚水等の量 (m ³ /日)	通常	最大	通常	最大	通常	最大	
	23	46	5	7	60	80	
その他参考となるべき事項						昭和〇年に湧出した温泉を使用	

備考 汚水等の汚染状況の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

汚水等の処理の方法

工場又は事業場における施設番号	処理施設NO. 1 (生活排水処理施設)		処理施設NO. 2 (温泉排水処理施設)						
処理施設の設置場所	別添図のとおり		別添図のとおり						
設置年月日	年 月 日		年 月 日						
工事着手予定年月日	平成28年7月1日		平成28年7月1日						
工事完成予定年月日	平成28年8月1日		平成28年8月1日						
使用開始予定年月日	平成28年8月30日		平成28年8月30日						
種類及び型式	合併浄化槽 (150人槽)		ろ過沈殿槽						
構造	FRP製		コンクリート製						
主要寸法	別添図のとおり		別添図のとおり						
能力	60m ³ /日		100m ³ /日						
処理の方式	流調接触ばっ気		ろ過及び沈殿						
処理の系統	別添図のとおり		別添図のとおり						
集水及び導水の方法	VP管、ポンプにより圧送 別添図のとおり		自然流下 別添図のとおり						
使用時間間隔	連続		連続						
1日当たりの使用時間	24時間		24時間						
使用の季節変動	なし		なし						
消耗資材の1日当たりの用途別使用量	次亜塩素酸カルシウム0.5kg		濾材						
汚水等の汚染状態及び量	種類・項目	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	5~9	6~8	5~9	6~8	6~9	6~8	6~9	6~8
	BOD (mg/l)	200	15	300	20	30	3	50	5
	SS (mg/l)	110	25	160	30	70	20	100	30
大腸菌群	300	<30	3000	<3000	300	300	500	500	
量 (m ³ /日)	40	40	70	70	60	60	80	80	
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法	汚泥2.0t/月、パキュムカーによる抜取、○△清掃社に委託				汚泥0.1t/月 汚泥は(株)□□○に委託				
排出水の排出方法	ポンプアップにより排水口1に排出				自然流下により排水口2に排出				
その他参考となるべき事項	特定施設1~2から流入				特定施設3から流入				

事業場内の総排出量が1日当たり平均 50 m³以上である場合 (雨水は除く) 又は排出水に有害物質を含む場合は記載すること。

備考 1 汚水等の汚染状況の欄には、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

2 排出水の排出方法の欄には、排出口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

排水水の汚染状態及び量

工場又は事業場における施設番号		排水口 1		排水口 2	
排水水の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	pH	6~8	6~8	6~8	6~8
	BOD	15	20	3	5
	SS	25	30	20	30
	大腸菌群数	<30	<3000	300	500
事業場内の総排出量が1日当たり平均 50 m ³ 以上である場合（雨水は除く）又は排水水に有害物質を含む場合は記載すること。					
排水水の量 (m ³ /日)		通常	最大	通常	最大
		30	50	60	80
その他参考となるべき事項		排出先 ; 側溝→〇〇水路→北上川		排出先 ; 側溝→〇〇水路→北上川	

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

用水及び排水の系統

